

淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え方

近畿地方整備局

- 平成 9 年に河川法が改正され、河川管理者は河川整備基本方針とそれに基づく河川整備計画を策定すること、また、河川整備計画策定に際しては学識者、関係住民、自治体首長の意見聴取等を行うことが定められました。
- 近畿地方整備局では、河川整備基本方針の策定前ではありましたが、河川法に基づいて、河川整備計画の策定にあたり学識者の意見を聞く場として、平成 13 年 2 月に淀川水系流域委員会を設置し、透明性、客観性、住民参加の視点に立ってさまざまな工夫を行なながら、6 年間にわたり議論を積み重ねてきました。
- 平成 16 年 5 月には、それまでに流域委員会、住民、自治体よりいただいた意見も踏まえ河川整備計画基礎案を作成しました。これまで、河川整備計画に代わるものとして、河川整備計画基礎案に基づいて河川の整備を実施しています。
- 一方、河川整備基本方針に関しては、平成 17 年 10 月より社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会で検討が開始され、7 回の審議を経て、7 月 27 日の社会資本整備審議会河川分科会で河川整備基本方針案が了承されました。今後、所要の手続きを経て正式に策定されることとなります。
- 河川整備基本方針の策定を受け、これから速やかに河川整備計画の策定に入していくこととしており、河川管理者としては、今年度内を目途に河川法に則った河川整備計画を策定したいと考えています。そのためには、12 月まで継続的に流域委員会からのご意見をいただき、河川整備計画の案を作成することとしています。
- 河川管理者として、河川整備計画の案を作成するにあたって流域委員会に特にご意見をいただきたいと考えている事項等については、河川整備計画の原案とともにお示しする予定です。
- 流域委員会にはこれから具体的な議論に入っていただくこととなります、それにあたって、効率的、効果的な審議が行えるよう工夫をお願いします。
- 今年 2~4 月には、淀川水系流域委員会で行ってきた手法等について成果を的確に確認するとともに、さらなる発展に役立てること等を目的に淀川水系流域委員会レビュー委員

会を設置しました。レビュー委員会の見解を踏まえ、河川管理者として以下のように取り組んでいきます。

- ・ 河川管理者は積極的に自らの見解を示し、流域委員会と河川管理者とのキャッチボールを密に行っていきます。
 - ・ 流域委員会の審議が計画的かつ円滑に進められるように、河川管理者は目標とするスケジュール、予算、委員会の審議内容についての河川管理者の考え方等を明確に示します。
 - ・ 前期の流域委員会委員の方より、委員の発言は専門知識に限定されるのか、川づくりを考えるための知恵を発言する場なのか時々揺れて発言したこともある、とのご意見もあったことから、今般流域委員会の委員就任の打診を行う際には、委員としての役割や特に意見を求めたい分野について明確にご説明しました。ただし、専門以外の分野に関するコメントを排除するものではありません。
- これまで、淀川水系流域委員会と河川管理者は、よりよい淀川水系と地域のためという観点から協働して河川整備計画の作成に向けて取り組んできました。河川管理者としては、今後とも透明性、客觀性、住民意見の反映を推進する姿勢に変わりはありません。
- 関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることは河川管理者の責務です。河川管理者が行う住民意見の反映は流域委員会と並行して行うこととしていますが、上下流にわたりほぼ全ての住民がより良い川づくりに関心を持ち、より一層理解が深まるよう、さまざまな方法による徹底した情報提供と意見聴取を行っていきます。
- 関係自治体首長からの意見聴取についても、河川法に基づいて河川管理者が流域委員会と並行して行うこととしていますが、これから河川整備計画の策定という具体的な事業等を決定するプロセスに入っていくこともあり、自治体首長の意見を十分尊重し、地域全体の合意形成を図っていきます。
- 近畿地方整備局では、学識者、住民、地方公共団体からの意見をこれまで以上に幅広く聴取できるようさまざまな工夫をする考えです。また、住民や自治体首長の意見を流域委員会でご報告したり、流域委員会で出された意見を住民や自治体にもお伝えするなど、情報の発信と共有にいっそう工夫してまいります。